**様式第一**（第４条第１項関係）

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書

年　　月　　日

　　主務大臣　名　　殿

住　　　　所

　　　　　　　　　名　　　　称

　　　　　　　　　代表者の氏名

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第７条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画

１　名称等

事業者の氏名又は名称

代表者名（事業者が法人の場合）

資本金の額又は出資の総額

常時使用する従業員の数

法人番号

日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

２　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給段階　　 　　　 開発段階　・　供給段階

３　地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第38項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資するものとしての確認申請の対象となる見込みの有無 　有　・　無

４　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標

５　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容及び実施時期

（１）開発供給を行う特定高度情報通信技術活用システムの内容

特定高度情報通信技術活用システムを構成する設備等の詳細（一覧）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| メーカー | 種別（注１） | 型番・型式 | 主な仕様等 | 通し番号 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注１）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

　(ⅰ) 全国５Ｇシステムの開発供給を行う場合

ラジオユニットの電気通信設備、ディストリビューテッドユニットの電気通信設備、セントラルユニットの電気通信設備、交換設備、アンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

　(ⅱ) ローカル５Ｇシステムの開発供給を行う場合

特定基地局以外の基地局の無線設備、交換設備、自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備、伝送路設備、陸上移動局の無線設備等、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

（注２）

(ⅰ) 上記の記載については、今後、開発供給予定のシステムだけでなく、開発中のシステム及び既に開発が完了し供給を開始したシステムについても記載可能。

　(ⅱ) 開発中のシステムであって、申請時に型番・型式が未定の場合は、型番・型式の欄は空欄とし、確定後遅滞なく、軽微な変更の届出書を提出すること。

（２）特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保措置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 確保措置の内容 |
| 安全性・信頼性 | 開発供給を行うシステムのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価及び適切な対策の実施（注３） |  |
| 開発供給したシステムの導入事業者が当該システムのサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制の整備 |  |
| サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策の実施 |  |
| 所有関係及びガバナンスの透明性の確保 |  |
| 過去三年間の実績を含めた、国際的に受け入れられた基準の遵守（注４） | □　過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない。 |
| 外国の法的環境等による開発供給の適切性への影響 |  |
| 供給安定性 | サプライチェーンを含む必要な開発供給能力確保に関する計画の整備 |  |
| 保守及び管理の方針の整備 |  |
| 事業継続計画の策定 |  |
| システムの開発供給に係る国内関係法令の遵守（注５） | □ システムの開発供給に係る国内関係法令（電波法「第三章　無線設備」に規定する技術基準等）を遵守する。 |
| オープン性 | マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性の確保 |  |

（注３）サイバーセキュリティを確保するための規程を添付すること。

（注４）過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない場合は、□にレ印を付けること。

（注５）システムの開発供給に係る国内関係法令を遵守している場合は、□にレ印を付けること。

（３）地方税法附則第15条第38項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資する保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制の確保の内容

（４）特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施時期

６　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施体制

７　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行うために必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 調達方法  費用 | | 政府関係金融機関からの借入れ | 民間金融機関等からの借入れ | 自己資金 | その他 | 合計 | 備考 |
| 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の合計額 | |  |  |  |  |  |  |
| 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の額 | 年度 |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |

（注６）「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

（注７）民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

８　期待する支援措置等

（１）期待する支援措置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援措置 | 希望する | 希望しない |
| 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン） |  |  |
| 中小企業投資育成株式会社法の特例 |  |  |
| 中小企業信用保険法の特例 |  |  |
| 株式会社日本政策金融公庫（中小事業）の貸付（低利融資） |  |  |

（２）支援措置の対象とする設備（上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：百万円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設備投資  所要資金額 | 導入する設備等の種類 | 数量 | 単価 | 金額 | 設置場所 |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |
| 年度 |  |  |  |  |  |  |
| 合計額 |  |  | | |  |  |

添付書類目次

添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| １－(１) | 定款（これに準ずるものを含む。）の写し |
| １－(２) | 登記事項証明書（申請者が登記をしている場合） |
| ２－(１) | 事業報告の写し又はこれに準ずるもの |
| ２－(２) | 貸借対照表又はこれに準ずるもの |
| ２－(３) | 損益計算書又はこれに準ずるもの |
| ３ | 計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳 |

（備考）

１．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。